

## 枚方市樹木粉砕機貸出事業実施要領

平成30年10月1日制定  
枚方市土木部

### (目的)

第1条 この要領は、樹木粉砕機（以下「粉砕機」という。）を市民や里山保全活動団体等に無償で貸し出すことにより、間伐材の有効利用を促進し、もって廃棄物の減量及び資源化を図ることを目的とする。

### (対象者)

第2条 粉砕機の貸出しを受けることができるもの（以下「対象者」という。）は、市内に住所を有する個人、市内に所在する管理組合（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条若しくは第65条に規定する団体又は同法第47条第1項（同法第66条において準用する場合を含む。）に規定する法人をいう。）及び里山保全活動団体等の団体であって、これらのものが保全配慮地区内に所有し、又は管理する敷地内の樹木等の間伐により発生する間伐材等を有効利用しようとするものとする。ただし、粉砕機を営利を目的として使用しようとする場合を除く。

### (貸出期間等)

第3条 粉砕機の貸出期間は、貸出しを開始した日（以下「貸出し開始日」という。）から起算して5日以内とする。ただし、貸出し開始日から起算して5日目が休日（枚方市の休日に関する条例（平成3年枚方市条例第3号）第2条第1項に規定する市の休日をいう。以下同じ。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日まで貸し出すことがある。

2 貸出し開始日及び返却日は休日以外の日でなければならない。

3 粉砕機の貸出しを受けることができる回数は、1の対象者につき、1月に1回を限度とする。

### (貸出しの予約)

第4条 粉砕機の貸出しを受けようとするものは、貸出しを受けようとする日の3月前の日の属する月の初日から貸出し開始日の7日前の日（その日が休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日でない日）までの間に、予約しなければならない。

### (申込書の提出)

第5条 前条の規定による予約を行ったものは、粉砕機を使用する者の本人を確認するための書類を提示の上、枚方市樹木粉砕機使用申込書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

### (貸出しの決定)

第6条 市長は、前条の規定による申込書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、粉砕機の貸出しを決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により粉砕機の貸出しを決定する場合において、必要と認めるときは、必要な条件を付すことがある。

### (使用に当たっての遵守事項)

第7条 粉砕機の貸出しを受けたもの（以下「使用者」という。）は、粉砕機の使用に当たり、次

の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 粉碎した間伐材は土壌改良材等として有効利用することとし、市のごみ収集に出さないこと。

(2) 粉碎機を第三者に転貸し、又は第1条の目的に反して使用しないこと。

(貸出しの決定の取消し等)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、粉碎機の貸出しの決定を取り消し、又は粉碎機の返却を命ずることがある。

(1) 偽りその他不正な手段により粉碎機の貸出しの決定を受けたとき。

(2) 粉碎機の貸出しの決定に際して付した条件その他この要領に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、粉碎機の貸出しを行うことが不適當であると認めるとき。

(使用の報告)

第9条 使用者は、粉碎機の使用を終了したときは、枚方市樹木粉碎機使用報告書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

(損害賠償)

第10条 使用者は、粉碎機の使用に当たり、自己の責めに帰すべき事由により、本市又は第三者に損害を与えたときは、自己の責任においてその損害を賠償しなければならない。

(様式)

第11条 この要領で使用する申込書等の様式は、別に定める。

(補則)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この要領は、平成30年10月1日から施行する。